

令和4年度

まちかどミーティング 町内会からの要望事項

(令和5年3月末時点回答)

令和4年10月13日(木)

まちかどミーティング地区名

しらかば町

〔 地区構成
町内会(自治会)名

しらかば中央町内会・しらかば西町内会・日新町町内会・日新中央町内会・
桜坂町町内会

会 場

しらかば総合福祉会館

令和4年度 まちかどミーティング町内会からの要望事項

しらかば町地区

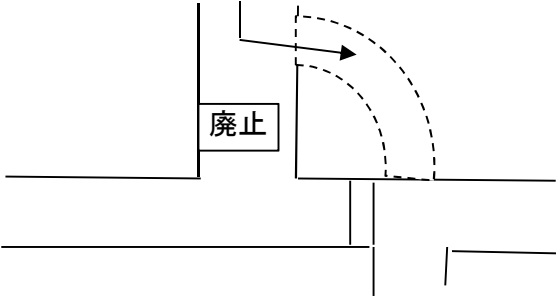
令和4年10月13日(木) しらかば総合福祉会館

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
1	<p>【日新町5丁目地区の地番決定について】 日新町町内会</p> <p>件名の地区におきましては、5丁目6番〇〇号の地番が他世帯に同じく付与され、現在まで経過をしております。</p> <p>最近では、郵便・宅配・営業車は勿論のこと、googleマップ等でも、表示が同一で、迷いつつ、目的地にたどり着けないことがある事例が多く声として挙げられていることが課題となっています。</p> <p>地番の付与について、行政の対応を求めたいと思います。</p>	<p>ご指摘の街区(5丁目6番)につきましては、国の基準をもとに作成した本市の基準により住居番号を付番しておりますが、同一番号の住居が複数発生し、ご不便をおかけしているところです。</p> <p>対応策の例として、住居番号(〇〇号)に枝番を付与し、「6番〇〇-△号」とする等が考えられますが、実施には地域の皆様の御理解と御協力が不可欠となりますので、まずは町内会の皆様と対応策についてご相談させていただきたいと考えております。</p> <p>【令和5年3月末時点】 11月に町内会とご相談させていただいた結果、当該街区にお住まいの皆様へ対応策に関する案内文書を送付し、希望者2件(1/10現在)に対し住居番号を変更しました。</p>	B	市民生活部 窓口サービス課
2	<p>【町内会内の街路灯の電灯交換費用について】 しらかば西町内会</p> <p>当町内会には街路灯が現在136基設置されています。</p> <p>当初、街路灯をLEDに交換した際は、市の負担でしていただきましたが、今後交換を要する事になったときは、町内会で負担することになると聞いており、その費用を町内会で積み立てしておくようにとのお話がありました。新規街路灯の設置に対しては、昨年は1基あたりどの程度の費用がかかり、どの程度の積み立てをしておく必要があるのか、多額の費用がかかるかと聞いていますが、助成金は全く出ないのかも教えてほしい。</p>	<p>LED防犯灯につきましては、金額を含めて強制ではありませんが、町内会に積立てをお願いしているところでございます。</p> <p>現在、1基あたり約5万円の交換費用については、LED灯導入後の平成28年度から10年間、市が全額負担により交換の対応を行うこととしており、その後はLED灯導入以前の市6割、町内会4割の負担割合による更新の考えをお示ししている中で、現時点では具体的な議論には至っておりません。</p> <p>このため、引き続き、町内会連合会とも連携を図りながら、結論を出してまいりたいと考えております。</p>	E	市民生活部 市民生活課

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
3	<p>【しらかば総合福祉会館⇄糸井環状線通り間の舗装改修工事について(しらかば町4丁目14～21と26～22の間の道路舗装について)】 しらかば西町内会</p> <p>当道路はガス爆発があったため、ガス管工事が行われ、道路の片側車線のみ、きれいに舗装されたため、もう片方も舗装してほしいと業者に話したところ、その業者も市の担当者にお話したが、受け入れてもらえなかったと聞いています。また、町内の他の道路も、せっかくきれいに舗装されたところを、掘り返してガタガタになっているところも見受けられ、今後どのような工事いつ頃予定されているのか、周知してほしい。効率の良い工事をし、せっかくきれいに舗装されている道路が長期間維持されることを願っています。</p> <p>当道路について、道路の凸凹がひどいため、走行する車両が難儀しています車両も多く、交通事故も心配しています。又、中央部分が高く、車の出入り口である道路端が低くなりすぎているため、車を出入れする時、車の先端部分を中央付近の地面に擦り気味になる。雨が降ると道路端の車出入り口のほうが排水溝より低いいため、排水溝に水が流れず、少量の雨でも絶えず水たまりが出来る。なんとかしてほしい。</p>	<p>御要望の路線につきましては、昨年度にも御意見を頂いておりましたが、今年度は町内会との協議において改修の優先度が高いと判断された他の路線の施工を行う予定です。</p> <p>次年度以降につきましては、御要望の路線を含めまして町内会の御意見を伺いながら、対応してまいりたいと考えております</p> <p>また、きれいに舗装された箇所の掘り返しにつきまして、上下水道工事やガス工事は、事前に道路工事との調整を図り、掘り返しが無いよう進めておりますが、建物の新築等に伴う給排水設備工事につきましては、建て主の都合により通年工事が行われている状況であります。これらの工事に際し、本復旧まで一定期間が必要であると認識しておりますが、仮舗装期間が長期に及ぶことなく迅速な対応となるよう、指導及び管理徹底に努めてまいります。</p> <p>【令和5年3月末時点回答】 改修の優先度が高いと判断されたしらかば4丁目1条線の改修につきましては、令和4年11月までに工事が完了しました。</p>	<p>B</p> <p>B</p>	<p>都市建設部 維持課</p>

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
4	<p>【2022.6.19 大津波警報発出時に発生する「他町からの避難車両を避難場所への誘導訓練」を実施して】 桜坂町町内会</p> <p>過去に3.11地震の大津波による避難車両と胆振東部地震による避難車両が台数は不明ですが坂道の両側に多数駐車し、胆振東部地震の際は町内中央部まで駐車されていました。また2022.1.15のトンガでの火山噴火による津波警報を受けての避難車両は2台、他の車両は積雪、除雪により道幅が狭いため止めれず降りて行きました。他町からの避難車両が坂道に止められ、緊急車両の通行を妨げます。坂道には避難者同乗者のためのトイレはありません。</p> <p>市では「徒歩での避難」とのことで指導されていますが現実を直視して頂きたい。指定されたそれぞれの地域の避難所へ国道36号線からの徒歩での避難、何か調査資料があれば教えてください。</p>	<p>この度は、津波対応を想定した訓練を実施していただき誠にありがとうございます。</p> <p>徒歩避難につきましては、国が手引きやマニュアルにおいて推奨しておりますが、あわせて一定条件での車避難についても検討されております。</p> <p>これを受け、本市では「徒歩避難の原則」を呼びかけるとともに、市の津波避難計画では、自力避難が難しい方などについては車両での避難も可能としております。</p> <p>市では現在、津波ハザードマップの改訂に合わせて、津波避難が必要な地域と意見交換を行っており、その中で車避難を含めた具体的な避難方法を整理してまいりたいと考えております。</p>	C	市民生活部 危機管理室

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
5	<p>【避難車両誘導する際の問題、抽出】 桜坂町町内会</p> <p>①望洋台北公園、入り口の車両止め4本、重く一人では動かさないため、チェーン化してほしい。 ②望洋台北公園、冬季はトイレが閉鎖されているので、冬季凍結対策し通年使用可にしてほしい。 ③冬季、望洋台北公園入口に除雪された雪が多量に排雪されているので、入口排雪禁止の表示、除雪業者への指導をお願いしたい。 ④車両、避難者の誘導看板、暫定にて作成し表示、市で統一された看板の作成と配布をお願いしたい。</p>	<p>①公園入り口の車両止めをチェーン化した場合、公園利用者の通行に支障がありますので、容易に着脱できる車両止めに変更するなど、今年度中に対応してまいります。</p> <p>②望洋台北公園のトイレにつきましては、これまで冬季間は閉鎖しておりましたが、今後におきましては、町内会と協議のうえ、通年使用できるよう、対応してまいります。</p> <p>【令和5年3月末時点回答】 ①令和4年11月に容易に着脱できる車両止めに変更いたしました。 ②令和4年度より冬期間も開放しております。 (都市建設部緑地公園課)</p> <p>③御要望の箇所につきましては、公園の出入口でありますことから、除雪した雪を置かないよう業者への指導を行い、パトロールにより確認を行ってまいります。また、排雪禁止の表示につきましては、看板等の設置を検討してまいります。</p> <p>【令和5年3月末時点回答】 公園入口の排雪禁止看板につきましては、令和4年11月までに設置が完了しました。 (都市建設部維持課)</p> <p>④車両等の誘導看板につきましては、誘導時に使用可能な簡易的な看板の作成・配布を検討してまいります。 詳細につきましては、改めて貴町内会とお話しする場を設けさせていただき、訓練結果の詳細と併せてお聞かせいただきたいと思いますと考えております。 (市民生活部危機管理室)</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>	<p>都市建設部 緑地公園課</p> <p>都市建設部 維持課</p> <p>市民生活部 危機管理室</p>

要望 番号	要 望 事 項	取 組 状 況 等	反 映 区 分	担 当 部 課
6	<p>【桜坂町出入口交差点について(桜坂町⇄ヒューム管通り)】 桜坂町町内会</p> <p>手押し信号機より10mほど離れており車両での出入りの際、危険である。下記のように信号機交差点との合流、交差点の変更を望みます。</p> 	<p>御要望の交差点の変更につきましては、御提案いただいた形に変更するためには、道路用地の確保や多額の事業費など課題が多く、実現には相当の期間を要することが想定されます。</p> <p>安全な交差点の形状にするためにはどのような方法が良いのか、関係機関との協議や十分な検討が必要と考えておりますので、御理解ください。</p>	C	都市建設部 道路建設課

「市政への反映区分」

反映区分	記号	内容
提言等の趣旨に沿って措置したもの	A	(1) 質問、照会等の内容であり、回答によりその趣旨を満したしたもの (2) 意見提言の趣旨に沿い、現行制度等で措置し、提言等の趣旨を満したしたもの (3) 行政組織、各種団体等との連絡、調整等を要し、調整等により提言の趣旨を満したしたもの (4) 当該年度中に事業が完了し、提言等の趣旨を満したのもの (5) その他上記に類するもの ※当該年度中に完了しないものは含めない。
実現に向けて努力しているもの	B	(1) 実現に向けて努力しているが、現段階での提言の趣旨を満していないもの (例) ・制度、情勢等の新設、改正等を要するもの ・予算措置を要するもの ・行政組織、各種団体等の連絡、調整等を要するもの (2) 国、道等の事務事業に係るもので、実現に向けて、市として要望、提案を行うなどしているもの (3) 事業に着手（当該年度中に着手予定を含む）しているが、当該年度中に完了しないもの (4) その他上記に類するもの
当面は実現できないもの	C	(1) 現時点では、実現することが難しいもの (2) 優先順位等を見極めながら、状況に応じて判断するため、現時点では見通しが立たないもの (3) その他上記に類するもの
実現が極めて困難なもの	D	(1) 市の行政にはなじまないもの (2) 実現が極めて困難なもの (3) その他上記に類するもの
その他	E	反映区分の選択になじまないもの